

社会保障制度

**最強!**

# 障害年金のお話

特定付記 社会保険労務士

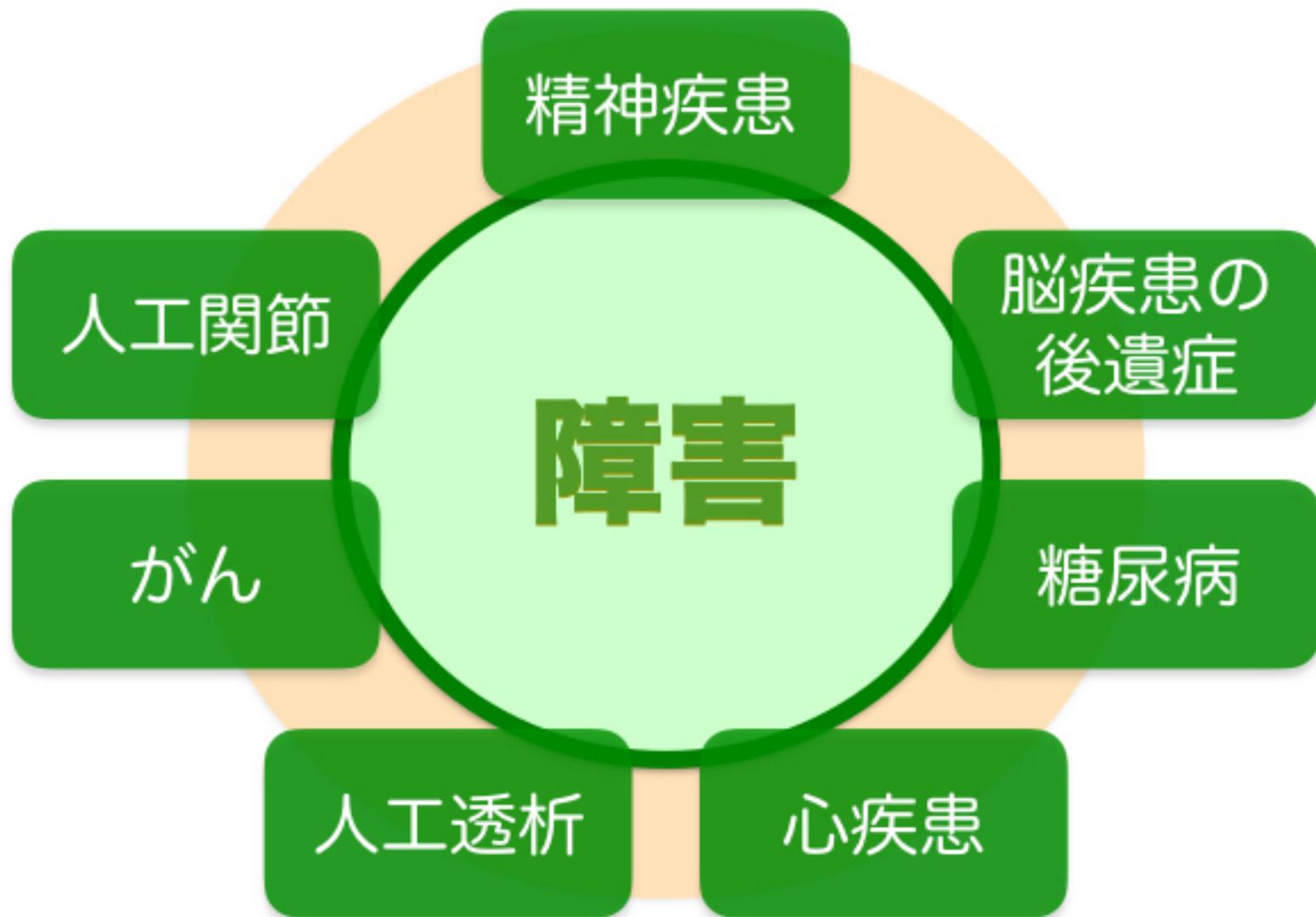
森永陽子

# スムーズな手続きの パイプ役

社会保険  
労務士

**SR**

# 障害年金の対象となる疾病例

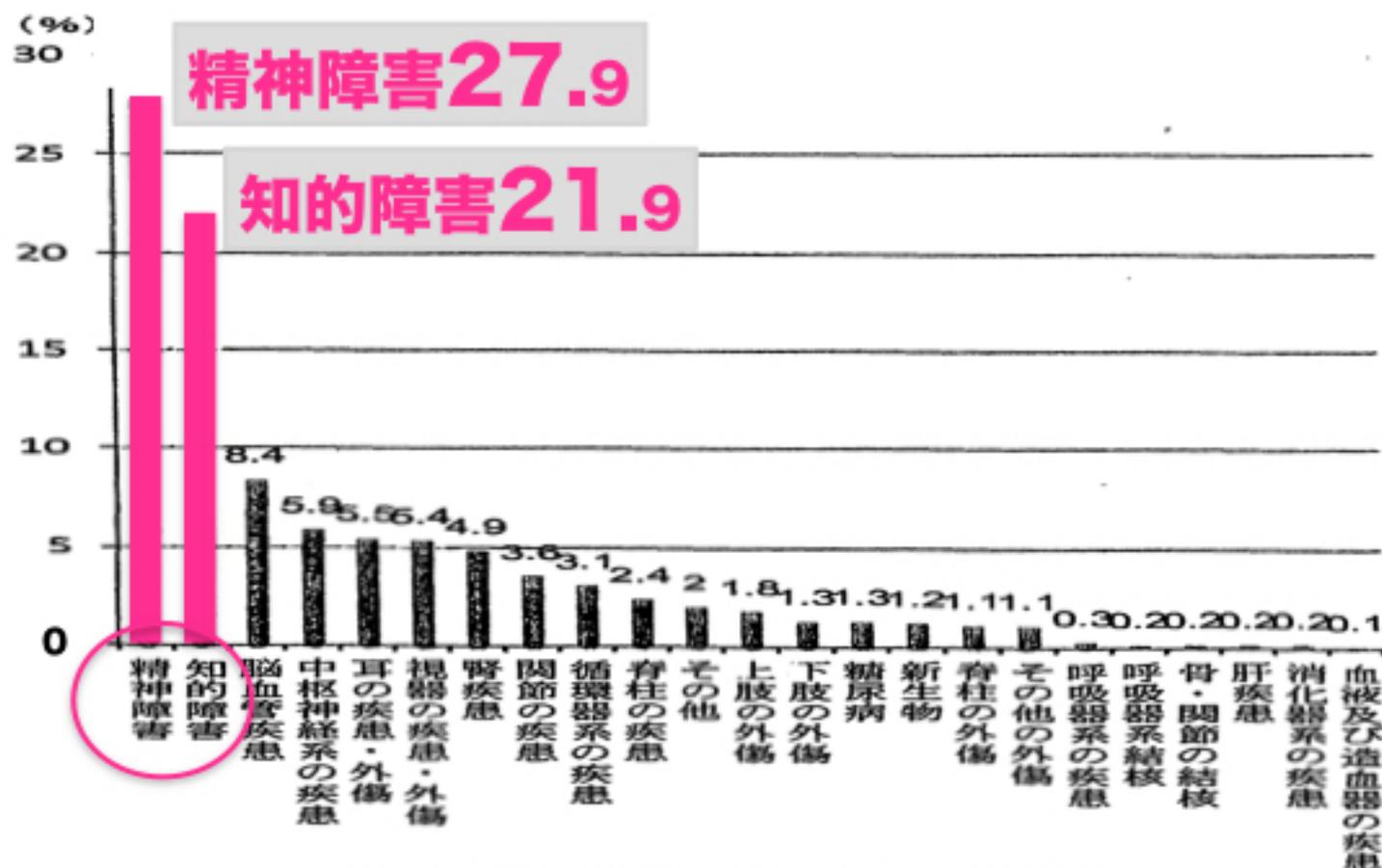


# 身近な障害も



# 精神障害・知的障害で約50%

## 障害年金 傷病別受給者割合



出所：年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）

# 程度と判定で決定される

## 障害等級の目安

## 日常生活能力の程度

## 日常生活能力の判定

程度	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
判定平均 3.5以上	1級	1級 又は 2級			
3.0以上3.5未満	1級 又は 2級	2級	2級		
2.5以上3.0未満		<b>2級</b>	2級 又は 3級		
2.0以上2.5未満		2級	2級 又は 3級	3級 又は 3級非該当	
1.5以上2.0未満			3級	3級 又は 3級非該当	
1.5未満				3級非該当	3級非該当

日常生活における動作

(一人で全くできない場合には.....「X」)

日常生活における動作		右	左	日常生活における動作
a	つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)	0	0Δ	m 片足で立つ
b	結ぶ (丸めた週刊誌が引き抜けない程度)	0	0Δ	座る (圧迫・横すわり・あぐら・脚をげた)

# 日常生活における動作の障害の程度

1	上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手	0Δ	① できる	あるがやや不自由
2	ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手	0Δ	② 座面を下りる	⑦ 手すりがなし ⑧ 手すりがあれば できる あるがやや不自由
3	靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手	0Δ		

平

① 両足での起立・立位保持の状態  
② 両足での起立・立位保持の状態

③ 両足での起立・立位保持の状態  
④ 両足での起立・立位保持の状態

⑤ 両足での起立・立位保持の状態  
⑥ 両足での起立・立位保持の状態

# 医師が作成

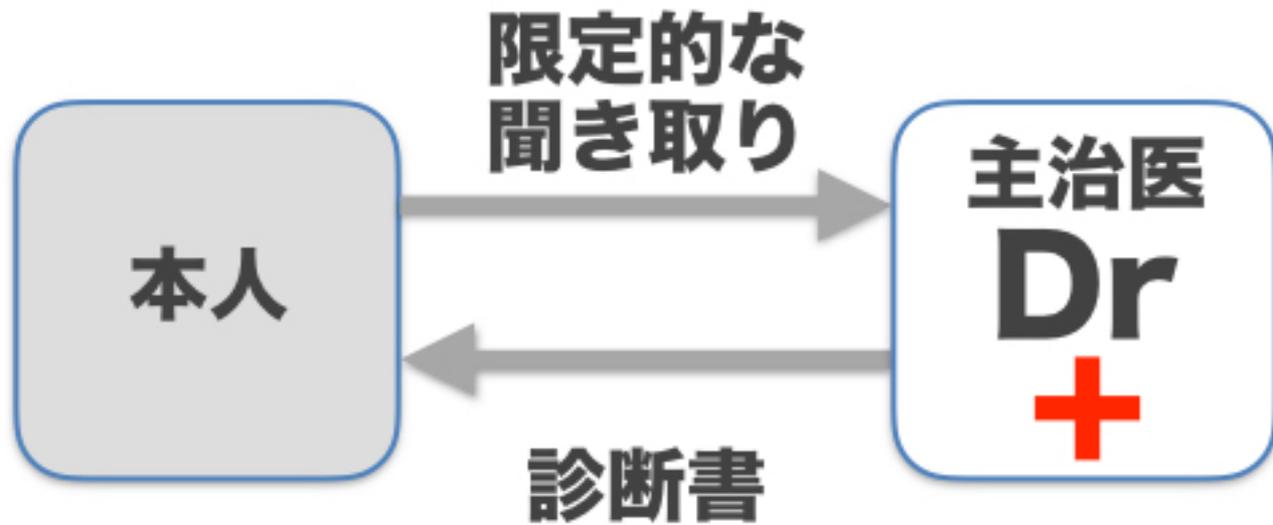
① 日常生活における動作の障害の程度

補助用具を使用しない状態で判断してください。		一人であってもやや不自由な場合には・一人であるが非常に不自由な場合に・一人で全くできない場合には………			
日常生活における動作	右	左	日常生活		
a つまむ (両腕が引寄せられない程度)	○	○△	m	片足で立つ	
b 握る (手の内面が引寄せられない程度)	○	○△	n	握る (握固・握すわり・この)	
c ナオルを絞る (水が溢れる程度)	両手 △ X				
d ひもを結ぶ	両手 ○△		o	深くおじぎ (股敬礼)	
e きじで文字をする	○	○△	p	歩く (室内)	
f 紙を扱う (紙に手のひらをつける)	○	○	q	歩く (屋外)	
g 用紙の処置をする (ズボンの袋のところに手をする)	○	○	r	立ち上げる	⊗ 支障なしである
h 用紙の処置をする (紙のところに手をする)	○	○△	s	階段を上る	⊗ 支障なしである
i 上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手 ○△		t	階段を下る	⊗ 支障なしである
j 上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手 ○△				
k ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手 ○△				
l 靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手 ○△				

① 両腕での固定・立位歩行の状態  
 ⊗ 可動である、不安定である、不可動である。

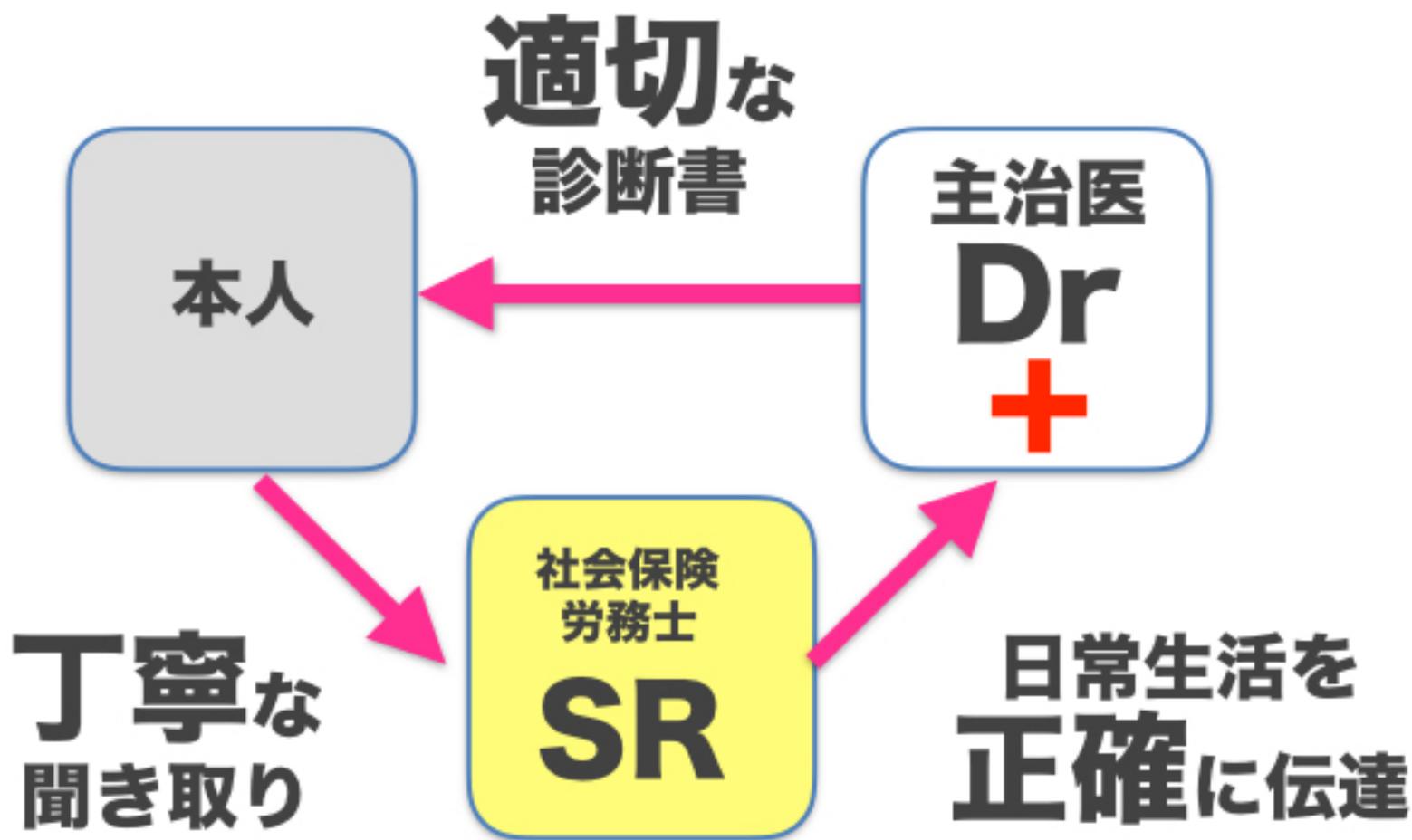
② 両腕での固定のほかに歩行の状態  
 ⊗ 立って歩行する、多少歩行しやうになつたりよろこびたりするがどうにか歩行する、歩行がたいへん難しくなるので、歩行を中止せざるを得ない。





?

で審査





ありがとう

特定付記 社会保険労務士 森永陽子

ご清聴ありがとうございました

森永陽子

# パイプ役

社会保険  
労務士

**SR**